

2021年2月12日

各位

会社名 株式会社global bridge HOLDINGS
(コード番号 6557 東証マザーズ)
代表者名 代表取締役社長兼CEO 貞松 成
問合せ先 財務経理部長 戸田貴夫
TEL 03-6284-1607
URL <http://globalbridge-hd.com/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年3月26日開催予定の第6回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。監査等委員会設置会社へ移行するため、本株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行および移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」および「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現することを目的として監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- (2) 機動的な剰余金の配当等を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案の通り、現行定款第46条（期末配当）を変更案定款41条（剰余金の配当等）に変更し、併せて内容が重複する現行定款第6条（自己株式の取得）、第47条（中間配当）を削除するものです。
- (3) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年3月26日（予定）
定款変更の効力発生日 2021年3月26日（予定）

以上

定款一部変更の件（別表）

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第4条（条文省略）</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第5条（条文省略）</p> <p><u>（自己株式の取得）</u></p> <p>第6条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>第7条～第11条（条文省略）</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条（条文省略）</p> <p>（招集権者及び議長）</p> <p>第13条 <u>当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役が招集する。当該取締役に事故がある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>② <u>株主総会の議長は、あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役が行う。当該取締役に事故がある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>第14条～第17条（条文省略）</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条（条文省略）</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第19条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>（新 設）</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第4条（現行どおり）</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第5条（現行どおり）</p> <p>（削 除）</p> <p>第6条～第10条（現行どおり）</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第11条（現行どおり）</p> <p>（招集権者及び議長）</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって<u>取締役社長</u>が招集する。<u>取締役社長に事故があるときは、</u>あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>② 株主総会の議長は、<u>取締役社長</u>が行う。<u>取締役に事故があるときは、</u>あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第13条～第16条（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条（現行どおり）</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第18条 当社の取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）は10名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は4名以内とする。</u></p>

現行定款	変 更 案
<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>② 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>前任者又は他の取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を<u>開く</u>ことができる。</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④ <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第22条 (現行通り)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を<u>開催する</u>ことができる。</p>

現行定款	変 更 案
<p>第25条 (条文省略) (取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名をする。</p> <p>第28条 (条文省略) (取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (<u>監査役及び監査役会の設置</u>)</p> <p>第31条 当社は、<u>監査役及び監査役会</u>を置く。 (<u>監査役の員数</u>)</p> <p>第32条 <u>当社の監査役は4名以内とする。</u></p>	<p>第24条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(<u>業務執行の決定の取締役への委任</u>)</p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名をする。</p> <p>第28条 (現行どおり) (取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u> (<u>監査等委員会の設置</u>)</p> <p>第31条 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変 更 案
<p>(監査役の選任)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。</p> <p>② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p>
<p>(監査役会議事録)</p> <p>第38条 監査役会における議事の経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第39条 当社の監査役会に関するその他の事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>

現行定款	変 更 案
<p><u>(監査役の報酬等)</u> 第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>(監査役の実任免除)</u> 第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第42条 (条文省略) (会計監査人の任期)</p> <p>第43条 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② (条文省略) (会計監査人の報酬等)</p> <p>第44条 会計監査人の報酬等は代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第45条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p><u>(会計監査人の設置)</u></p> <p>第36条 当社は会計監査人を置く。</p> <p>第37条 (現行どおり) (会計監査人の任期)</p> <p>第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② (現行どおり) (会計監査人の報酬等)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第40条 (現行どおり)</p>

現行定款	変 更 案
<p>(期末配当)</p> <p>第46条 (新 設)</p> <p>当社は、<u>株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当」という。）を行う。</u></p>	<p>(剰余金の配当等)</p> <p>第41条 <u>当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u></p> <p>② 当社は、毎年12月31日又は6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。</p>
<p>(中間配当)</p> <p>第47条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第48条 <u>期末配当又は中間配当による配当財産が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>②未払の配当財産には利息をつけない。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第42条 <u>配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>②未払の配当金には利息をつけない。</p> <p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第42条 <u>当社は、第6回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② <u>第6回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。</u></p>